



# 岐阜県感染症発生動向調査週報

Gifu Infectious Diseases Weekly Report

令和元年 5月31日 岐阜県感染症情報センター（岐阜県保健環境研究所）

2019年第21週  
(5/20~5/26)

- インフルエンザは、依然として患者が報告されています。第21週以降、岐阜市、各務原市、神戸町、飛騨市の学校で学級閉鎖が行われています（5/29現在）。
- 感染性胃腸炎（小児科・基幹定点）は、患者報告数の多い状態が続いています。
- 伝染性紅斑は、県内の広い地域で患者の報告が続いています。
- 6月1日~6月7日は「HIV検査普及週間」です。→トピックス

## ■ 定点把握対象疾患の発生動向（インフルエンザ 定点:87か所、小児科定点:53か所、眼科定点:11か所、基幹定点:5か所）

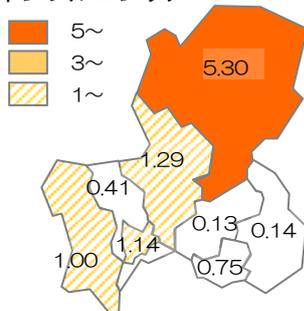
### ● 警報・注意報レベルの保健所がある疾患

レベル	疾患名	基準	該当保健所（定点当たり報告数）
警報レベル	なし	—	
注意報レベル	なし	—	

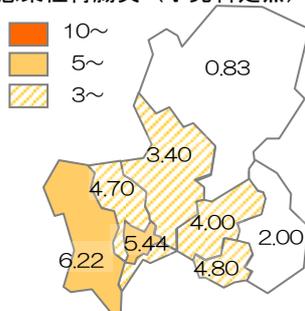
※定点当たり報告数が一定の基準を超えた場合、保健所単位で「警報・注意報レベル」を発信しています。  
警報レベルは大きな流行が発生または継続していると疑われることを、注意報レベルは流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。

### ● 注意したい感染症の保健所別流行状況（地図中の数値は定点当たり報告数）

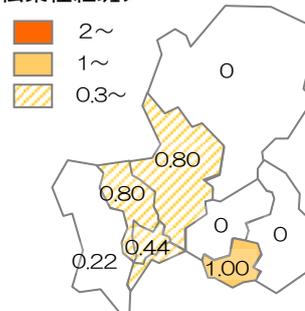
<インフルエンザ>



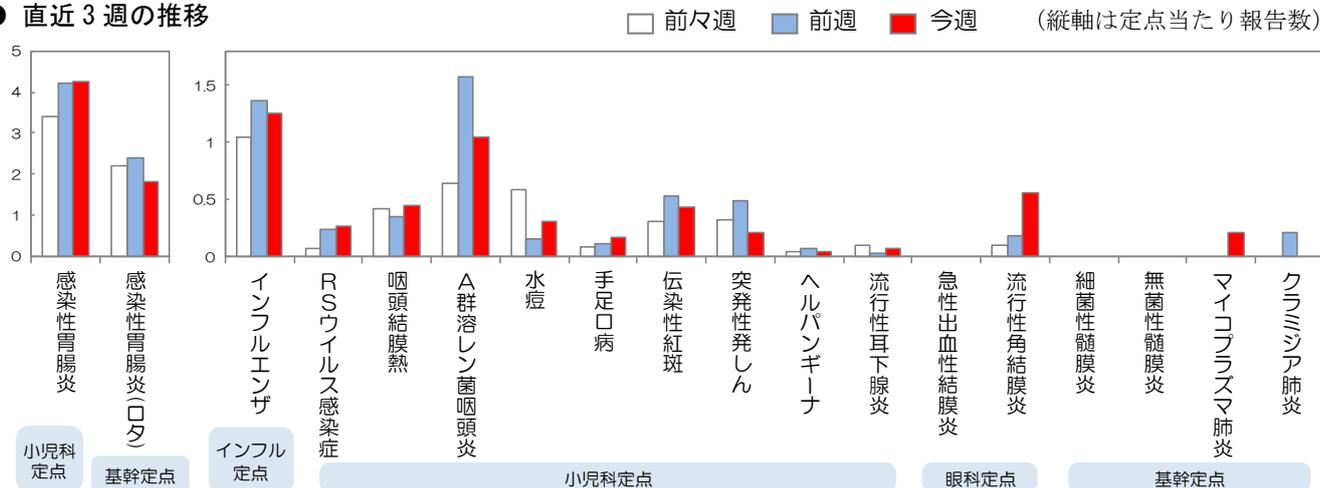
<感染性胃腸炎（小児科定点）>



<伝染性紅斑>



### ● 直近3週の推移



## ■ 全数把握対象疾患の発生動向

### ● 今週届出分

- 1類感染症：なし
- 2類感染症：結核 9例
- 3類感染症：腸管出血性大腸菌感染症 3例
- 4類感染症：レジオネラ症 1例
- 5類感染症：劇症型溶血性レンサ球菌感染症 1例、梅毒 3例、百日咳 1例

全国情報は国立感染症研究所感染症疫学センターのHPをご覧ください。  
感染症発生動向調査週報（IDWR） <https://www.niid.go.jp/niid/ja/idwr.html>

## ■ トピックス

### ● HIV/AIDS（後天性免疫不全症候群）

#### ◇ 6月1日～6月7日はHIV検査普及週間です

厚生労働省では、毎年6月1日～6月7日を「HIV検査普及週間」とし、HIV検査の普及を図る機会としています。HIV検査は、県内の保健所で無料・匿名で受けることができます。

#### ◇ 全国の患者発生状況

国内では、2007年以降、毎年1,500人前後の新規患者（無症候のHIV感染者を含む。）が報告されており、ほぼ横ばいに推移しています。2018年は1,288例（速報値）と、若干の減少がみられています（図）。ただし、HIV感染症は無症候期の長い慢性感染症であり、感染していても検査を受けて診断に至らなければ報告に上がらないため、この報告数は実際の新規感染者数ではないことに留意する必要があります。したがって、患者報告数の動向は長期的な観察が必要です。

全国で2018年に報告された新規患者の約3割が、AIDS患者（診断時にAIDSを発症している状態＝いわゆる“いきなりエイズ”）として報告されています。また、全体の約8割が日本国籍の男性で、そのうち約7割が同性間の性的接触により感染しています。新規報告患者に占めるこれらの割合は、ここ数年変化がみられていません。

#### ◇ 岐阜県の患者発生状況

岐阜県では、年間20人程度の患者報告があり、2018年は23人、2019年は第21週までに3人報告されています（図）。

岐阜県は、人口当たりの患者報告数が都道府県別にみると多く（2018年速報値では上から8番目）、また、新規患者に占めるAIDS患者の割合が全国平均より高い（2018年は岐阜県39%、全国29%）傾向にあります。

2018年に報告された23人中22人が男性で、そのうち17人が男性同性間の性的接触による感染と、岐阜県においてもMSM（Men who have Sex with Men）が大部分を占めている状況は全国と同じです。

近年の抗HIV療法の進歩により、AIDS患者を含むHIV感染者の予後は改善し、さらに、抗HIV療法は他者へHIVを感染させる危険性を減らすことが示されています。感染者本人のためだけでなく、新たなHIV感染者を増やさないために、必要な人にHIV検査の情報を届け、感染者の早期発見・早期治療につなげるのが、引き続き求められています。

#### ○ 感染症法における取扱い

後天性免疫不全症候群は、感染症法において5類感染症全数把握対象疾患に定められており、患者を診断した医師は保健所に届け出なければなりません。

届出基準・様式はこちらをご覧ください。（保健医療課 HP）

[http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-ki\\_jun.html](http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-ki_jun.html)

図 後天性免疫不全症候群患者報告数

